

食事療養費の標準負担額に係る一部公費(療養介護医療費・
障害児施設医療費)負担がある場合の請求方法について

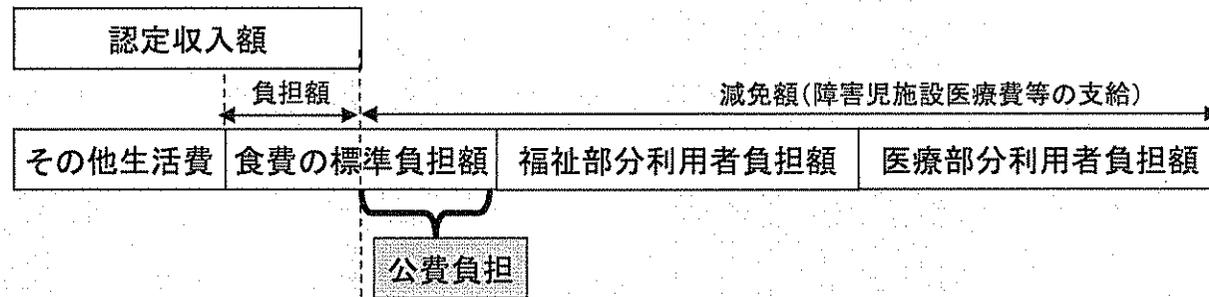
食事療養費の一部公費負担がある場合の請求方法

食事療養費の標準負担額に係る一部公費（障害児施設医療費、療養介護医療費（以下「障害児施設医療費等」という。））負担がある場合、以下の方法により請求する。

1 標準負担額が一部公費負担となる者

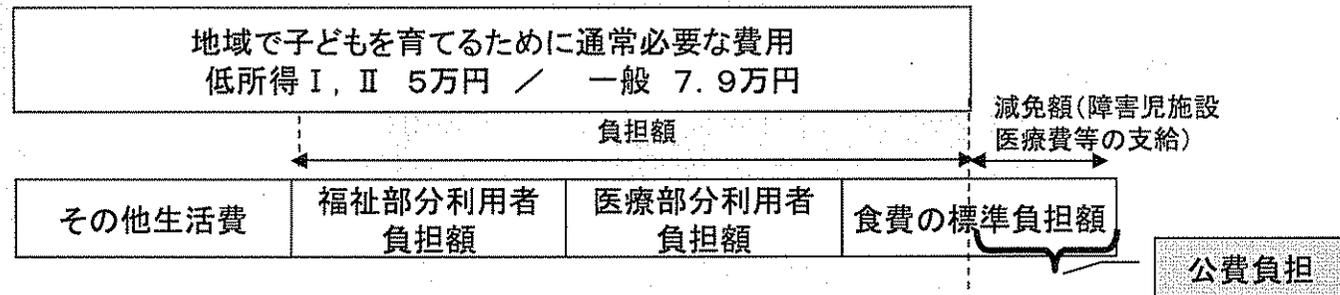
(1) 20歳以上の医療型施設入所者

20歳以上の医療型入所者の場合は、収入に対し、その他生活費、食事の標準負担額、福祉部分の利用者負担額、医療部分の利用者負担額の順で先当てする形で医療型個別減免を行うことから、その他生活費（手元に残す額）を2.5万円とすると、認定収入が2.5万円から4万円弱の間の者について、標準負担額の一部を公費負担することになる。（無年金者に限られ、ケースとしては多くない。）



(2) 20歳未満の医療型施設入所者

20歳未満の医療型入所者の場合は、「地域で子どもを育てるのに通常要する費用（低所得世帯5万円、一般世帯7.9万円）」に対し、その他生活費、福祉部分の利用者負担額、医療部分の利用者負担額、食費の標準負担額の順で先当てする形で医療型個別減免を行うことから、低所得世帯には該当が無く（標準負担額の全額を公費負担することになる。）、一般世帯のうち福祉部分と医療部分の利用者負担額を合わせて5.4万円（18歳未満の場合は4.5万円）に満たない者について、標準負担額の一部を公費負担することとなる。



食事療養費の一部公費負担がある場合の請求方法(続き)

2 請求を行う者

医療型障害児施設等(通所の医療型障害児施設を除き、療養介護を含む。)

3 請求額及び請求の方法

- (1) 医療型障害児施設等から国保連・支払基金へ提出する診療報酬明細書中の負担金額
診療報酬の請求ルールに基づき、当該月における食事療養に係る標準負担額を記載する。
- (2) 医療型障害児施設等から利用者へ請求する額
受給者証に記載された食事療養に係る負担上限月額を請求する。
- (3) 医療型障害児施設等が都道府県等へ請求する額等

① 請求額

上記(1)の標準負担額から(2)の負担上限月額を差し引いた額

② 請求方法

医療型障害児施設等は、障害児施設給付費等の請求と併せ、①の請求額を「障害児施設医療費(療養介護医療費)請求書(様式例)」により都道府県等(市町村)へ請求する。

**食事療養費の一部公費負担がある場合に医療型障害児施設等が
都道府県等へ請求する際に使用する請求書様式例**

(様式例)

障害児施設医療費請求書

平成 年 月 日

(請求先)

殿

請求施設	指定施設番号	
	住所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

受給者証番号	
施設給付決定保護者氏名	
給付決定に係る障害児氏名	

平成 年 月 分

請求金額(C)		百万		千		円
区分	食事の標準負担額 (A)	利用者負担額 (B)	都道府県等請求額 (C) = (A) - (B)			

(様式例)

療養介護医療費請求書

平成 年 月 日

(請求先)

殿

請求事業者	事業所番号	
	住所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

受給者証番号	
支給決定障害者氏名	

平成 年 月 分

請求金額(C)		百万		千		円
区分	食事の標準負担額 (A)	利用者負担額 (B)	市町村請求額 (C) = (A) - (B)			

**食事療養費の一部公費負担がある場合に医療型障害児施設等が
都道府県等へ請求する際に使用する請求書様式例の記入方法**

※療養介護医療費請求書も同様の記載方法

(様式例)

障害児施設医療費請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

請求施設	指定施設番号	
	住所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

受給者証番号	
施設給付決定保護者氏名	
給付決定に係る障害児氏名	

平成 年 月 分

請求金額(C)		百万		千		円
区 分	食事の標準負担額 (A)	利用者負担額 (B)	自治体請求額 (C) = (A) - (B)			

① 国保連・支払基金へ提出する診療報酬明細書に記載する金額を記載する。
(診療報酬の請求ルールに基づく食事療養に係る標準負担額)

② 食事療養に係る負担上限月額を記載
※当該様式により食事療養に係る公費請求をするのは当該月における食事療養に係る利用者負担額(標準負担額)が食事療養に係る負担上限月額を超えている場合に限られる。(負担上限月額が0円の場合を除く。)

医療型障害児施設が都道府県等へ請求する額を記載する。(上記①-②)